

遠賀町中古住宅流通定住奨励金制度について



■制度概要

本町で新たに中古住宅を購入または中古住宅があった土地に住宅を新築し、定住している人に、中古住宅流通定住奨励金(以下「奨励金」)を交付するものです。

* この制度を利用すると、住宅ローンにおいて、通常の「フラット35」より金利が0.5%引き下げられる「フラット35地域連携型」を利用できます。

■定住とは？

- ・ 町外に住んでいた人が、遠賀町内に住宅を取得し転入して来た。
- ・ 町内のアパート居住者が、遠賀町内に住宅を取得し住み始めた。
- ・ 町内の親元で暮らす子ども世帯が独立し、町内で新たに住宅を取得し住み始めた。

■■ お問い合わせ ■■

企画政策課 広報係

TEL:093-293-1377

■対象となる取得の時期

・ 不動産登記日が、令和2(2020)年4月1日～令和7(2025)年3月31日で、次の①～③のいずれかに該当すること

- ① 令和2(2020)年4月1日以降に中古住宅を購入
- ② 平成31(2019)年1月1日以降に中古住宅を購入し、解体後、令和2(2020)年4月1日以降に住宅を新築
- ③ 平成31(2019)年1月1日以降に既存住宅跡地となった住宅用地を取得し、令和2(2020)年4月1日以降に住宅を新築

* 既存住宅跡地とは、以前住宅が建っていた宅地のことです。

* 従前からの地目が宅地でない土地に住宅を新築した場合は対象外です。

■奨励金とは？

- ・ 遠賀町で新たに取得した住宅とその敷地に対して課税される固定資産税相当額(年度上限15万円、千円未満切捨)を申請に基づき交付するものです。
- ・ 申請や交付等のスケジュールは、裏面を参照してください。
- ・ 交付期間は、最初に固定資産税が課税された年度から3年間です。(三世同居世帯は4年間)
- ・ 併用住宅は、居住部分に係る固定資産税相当額が対象です。(土地も同様)
- ・ 土地の対象面積上限は330㎡です。

■対象となる要件

- ・ 裏面の「中古住宅流通定住奨励金交付要件チェックリスト」で確認してください。

■対象外となるケース

- ・ 相続や贈与等、売買を伴わずに取得した場合
 - * 相続して居住することなく解体し、新築した場合は、家屋のみ対象となります。
- ・ 以前から遠賀町内の持家に住んでいた人が、古くなった住宅を建て替えた場合
 - * 町外に住む親世帯と同居するため二世帯住宅を新築した等のように、住宅取得に合わせて世帯員が増加した場合は対象となります。
- ・ 住宅が建っていなかった土地、または平成30年12月31日までに住宅を解体した土地に新築した場合

■申請に必要なもの(添付書類)

- ・ 住民票(世帯員全員が記載されている、申請日前1カ月以内に発行されたもの)
- ・ 固定資産税課税資産明細書の写し(固定資産税納税通知書の最終ページ)または固定資産税名寄帳の写し
- ・ 取得した土地及び住宅の登記事項証明書の写し
- ・ 自治区加入証明書(申請日1カ月以内に自治区長へ証明を依頼したもの)
- ・ 建築基準法に基づく検査済証の写し(新築の場合)、売買契約書の写し(購入の場合)
- ・ 住宅があった事実が分かる書類(既存住宅跡地に新築の場合のみ)
 - * 敷地を分割した場合は、土地の登記簿から分筆前の地番を確認し、その地番に建っていた建物の登記簿を添付してください。

中古住宅流通定住奨励金交付要件チェックリスト

■本住宅取得前の状況（次のいずれかに該当すること）

- 町外に居住
- 町内の借家、アパート、家族が所有する住宅、持家に居住
 - * 居住していた持家を建て替える場合は、従前に比べて世帯員が増加することが要件となります。

■住宅取得の方法（次のいずれかに該当すること）

- 令和2(2020)年4月1日以降に中古住宅を購入
- 平成31(2019)年1月1日以降に中古住宅を購入し、解体後、令和2年4月1日以降に住宅を新築
- 平成31年1月1日以降に既存住宅跡地となった住宅用地を取得し、令和2年4月1日以降に住宅を新築

奨励金を受給するには、以下1～13の要件を全て満たす必要があります。

■取得した住宅の要件

- 1. 相続、贈与等ではなく、売買で取得した。
 - 2. 不動産登記を行っている。
 - 3. 住宅の取得日(不動産登記日)が、令和2(2020)年4月1日から令和7(2025)年3月31日までの間である。
 - 4. 住宅と土地の取得日(不動産登記日)が異なる場合は、土地の取得日が平成31年1月1日以降である。
 - 5. 玄関、トイレ、台所、浴室及び居室があり、住居として使用する。
 - 6. 単なる「家の建て替え」や「家の住み替え」ではなく、世帯員が増加している。
 - 7. 国、県、その他から補助金等(子育てエコホーム支援事業や公共事業の移転補償)を受けていない。
- * すまい給付金は除く。

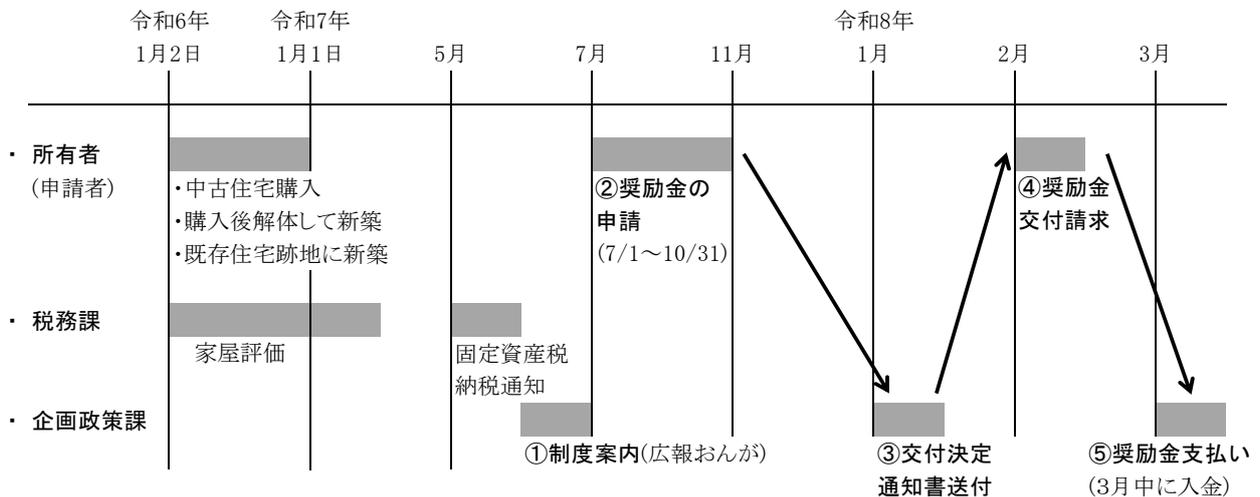
■申請者の要件

- 8. 取得した住宅又は住宅用地の所有者である。
- 9. 取得した住宅に居住し、かつ、住民票をおいている。
- 10. 遠賀町の自治区に加入している。
- 11. 過去に本奨励金や定住促進奨励金の交付を受けていない。

■居住者（奨励金を受ける住宅に住んでいる人）の要件

- 12. 奨励金交付請求日時点において、居住者全員に町税等の滞納がない。
- 13. 居住者全員が、暴力団員等ではない。

令和6年1月2日～令和7年1月1日に住宅を取得した場合のスケジュール



【補足説明】

- ①制度案内： 広報おんがで申請開始日等を掲載しますので、内容を確認してください。
 - * 上記チェックリストで交付要件を満たしているか、確認してください。
 - * 申請書は広報係の窓口で配布します。また、遠賀町のホームページでもダウンロードできます。 ▶
- ②奨励金の申請： 申請書類と添付書類を提出してください。
 - * 対象となるか不明な場合は、書類を持参のうえ広報係へお問い合わせください。
- ③交付決定通知書送付： 申請書類を確認、要件を満たす場合に交付決定通知書を送付します。
- ④奨励金交付請求： 決定通知書同封の請求書に必要事項を記入のうえ、提出してください。
- ⑤奨励金支払い： 第4期固定資産税の納付を確認後、町から奨励金を支払います。
 - * ②～⑤は、該当期間中、毎年手続きが必要です。
 - * 2年目以降は、町から申請書類を送付します。

